靖国問題研究班報告

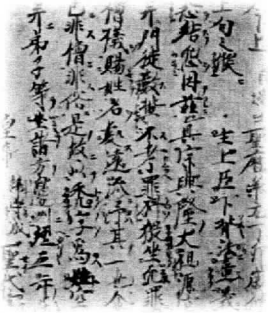

◆昨年の教化委員会幹事会において、御影堂に掛けられている「見真額」の問題について、靖国問題研究班で資料収集等基礎学習を行ってから学習の場を持つことが確認されて約一年が経過した◆学習の場は現在未定であるが、靖国問題研究班での学習資料、宗議会への請願書・教区会での議員提案書の紹介を通して「見真額」の問題について考察し、またこの問題への教団の動向についても紹介してみたい。

見真大師号と勅額の問題

靖国問題研究班班長　宮本亮二

一　内局巡回での問題提起
二　教区教化委員会幹事会での意見
三　井上鋭夫『本願寺』
四　鶴見晃「見真大師号と勅額」
五　鶴見晃「見真大師号と勅額（続）」
六　辻善之助『本願寺論』
七　宗議会への請願書
八　宗議会議員の視点
九　教区会での議員提案書
十　教団問題を考える視座（提言の紹介）

一　内局巡回での問題提起

二〇〇九年一月一六日午後二時から高田別院会館御食堂を会場に「内局巡回」が開催された。本山からは不破参務、佐々木大谷祖廟事務所長、信國御遠忌本部事務室次長の三名が出向され、

（1）御遠忌お待ち受け後期の課題と真宗同朋会運動五〇年に向けて
（2）宗祖御遠忌法要「基本計画書」の説明（御遠忌法要及び記念行事策定の基本方針並びに御遠忌法要儀式の基本理念を中心に）
（3）御遠忌団体参拝の願い
（4）宗祖御遠忌法要「実施計画書」策定に向けた聞き取り

（「高田教区内局巡回」資料）

についての説明が行われた。

説明後の「質疑応答・聞き取り」では、御遠忌法要に向けての私たちの姿勢や取組み方に関する質問や意見が出され、「五〇年前の七〇〇回御遠忌では団参する列車の中で教化伝道が熱く行われていたが、今回はバスの中や宿舎での教化伝道は考えているのか」という発言もあった。さらには「御遠忌法要をお迎えしようとする私たち一人ひとりに問われているのは五〇年に一度の慚愧ということではないのか」という問いかけもあった。

この「慚愧」という言葉からは、先の蓮如上人五百回御遠忌法要に向けて平野修（九州大谷短期大学教授）氏が遺された「慚愧の御遠忌」という言葉を憶い起こすのであるが、それは宗祖親鸞聖人がわれわれに教えられる根源的な視座でもある。

この「質疑応答・聞き取り」のなかで「見真額」についての質問が出された。それは「見真額が今も御影堂に掛けられているのは問題ではないのか。このたびの御遠忌法要をお迎えする前に下ろしたらどうか」という内容であった。「見真額」については以前から問題にされていることであるが、この時の不破参務の応えは「その問題は内局でも協議をしている」ということであった。また「明治期の焼失した両堂再建のために苦渋の選択であった」という説明であった。

しかし、本当に「苦渋の選択であった」と言えるであろうか。「苦渋の選択」とはどのような「苦渋」であったのか。その歴史的な経緯ははたしてどうであったのかということについてはあとで考えたいが、現代に生きるわれわれが、今、「見真額」を下ろすことを決断して下ろすことはできないことではないであろう。宗祖親鸞聖人七五〇回御遠忌をお迎えする今だからこそ、その決断は大きな意義をもつことになると考えられる。

内局ではいったいどのような議論が行われているのだろうか。いずれにしても「慚愧」からの議論が願われる。

平野修先生が遺されたのは次の言葉である。

> この親鸞聖人の御遠忌と、蓮如上人の御遠忌ということについて、私は親鸞聖人の御遠忌については、これは讃嘆の御遠忌である。この方がもしおいでになられなかったならば、ついに日本人は自分自身ということを知ることがなかったであろう。そういう点では親鸞聖人の御遠忌を迎えるということについては、これは始めも中も終わりも讃嘆である。
>
> 蓮如上人の御遠忌はどう考えるか。蓮如上人の御遠忌を讃嘆の御遠忌として考えようとするから無理がきます。

大体何処かで軽んじていて讃嘆なんか出来るはずがありません。ですから蓮如上人については讃嘆の御遠忌ではありません。逆です。むしろ親鸞聖人のお心というものを最も深く了解され、それをさりげなく表現していかれたということについて、こちら側はずうっと見過ごしてきた。いろんな事情があったにしろ、「親鸞聖人と比べて蓮如は、」ということで、言ってみれば劣ったものとして、ずうっと受けとめてきた。しかし、よくよく尋ねてみれば、それはこちら側がそういうふうにしてきたのでした。蓮如が親鸞から受け継いだもの、それを我々の方が受けとらずに、またいろんな事情から受け取れなかったために、真宗は蓮如以降、衰退した、と言えようかと思います。

その意味では、蓮如上人に対して我々は慚愧すべきである。まことにすまないことをしてきたわけです。蓮如が親鸞から受けとめたものを我々の方が受け継がなかったわけです。

（『慚愧の御遠忌『御文』五帖目一・五・十通聴記』同朋共学研修会　六三～六四頁）

ここに「親鸞聖人のお心というものを最も深く了解され、それをさりげなく表現していかれたということについて、こちら側はずうっと見過ごしてきた」、その意味で蓮如上人に対する「慚愧の御遠忌」であると述べられている。

そして親鸞聖人の御遠忌は「讃嘆の御遠忌」であるといわれ、「この方がもしおいでになられなかったならば、ついに日本人は自分自身ということを知ることがなかったであろう」と述べられている。

その「自分自身を知る」ことについては、「我が力で我が身を助け遂ぐることは全く出来ない。そういう自分をここに生きていたということに目覚めさせることが「念仏せよ」という仰せのいわれである。そこに我が身を、「愚禿」というふうに了解出来る我が身との出会いというものがある」（同七七頁）と教えてくださっている。

ところで、親鸞聖人は『尊号真像銘文（本）』に、

「称仏六字」というは、南無阿弥陀仏の六字をとなうるとなり。「即嘆仏」というは、すなわち南無阿弥陀仏をとなうるは、仏をほめたてまつるになるとなり、また「即懺悔」というは、南無阿弥陀仏をとなうるはすなわち無始よりこのかたの罪業を懺悔するになるともうすなり。「即発願回向」というは、南無阿弥陀仏をとなうるはすなわち安楽浄土に往生せんとおもうになるなり。また一切衆生にこの功徳をあたうるになるとなり。

（真宗聖典五二〇頁）

と解釈をほどこされている。

すると「讃嘆」と「慚愧」（懺悔）とは別のことではなく、蓮如上人への「慚愧」とは蓮如上人への「讃嘆」のところに開かれてくる世界であり、親鸞聖人への「讃嘆」とは親鸞聖人への「慚愧」が明らかにされてくることに他ならないということになる。

「称仏六字」にたまわる「即嘆仏」「即懺悔」「即発願回向」のところには、深く「自分自身を知る」世界との出遇いがあり、それが「宗祖としての親鸞聖人」との出遇いということになるのではないだろうか。

そこに「本願念仏に生きる人の誕生」と「真宗の仏事の回復」があるといえるであろう。

二　教区教化委員会幹事会での意見

「内局巡回」後の二月五日午後一時三十分から高田別院会館図書資料室で「教区教化委員会幹事会」が開催された。その協議案件「（5）その他」のなかで、

内局巡回の際提起された大師号について、教化委員会としても学習の場を持ってはどうか。すぐに教化委員会として行うのではなく、靖国問題研究班などで資料収集等基礎学習を行ってから学習の場を持つことにする。本山に対して要望書を提出することも視野に入れつつ学習を行う。教区会でも議員提案したい。

（「教区教化委員会幹事会要録」）

という意見が出された。

重要な問題なので各教化部門でもこのことを課題として考えていただきたいという思いは伝えたが、靖国問題研究班では参考文献や史料の蒐集を呼びかけ、それをもとに基礎学習することにした。学習会は三月から六月までの間に四回開催し、三回は文献と史料を読んでの学習を行い、四回目は靖国問題公開講座の講師であった大東仁氏から講座前の時間を利用し問題提起をしていただいた。

また、「本山に対して要望書を提出することも視野に入れつつ学習を行う。教区会でも議員提案したい」（前同）に関しては、六月の宗議会に間に合うように請願書を作成し、有志の方々から賛同人になっていただいて請願委員会へ提出することができた。さらに教区会でも議員提案することができた。

教区会での議員提案は多数で採択されたが、宗議会への請願書は、請願（1）が全会一致で、請願（2）が多数で請願委員会を通過して議会の議に付することにはなったが、本会議では採択されなかった。これらのことについてもあとで報告したい。

ところで、二〇〇七年に「御流罪八〇〇年―親鸞の道を生きる―」をテーマに厳修された高田教区宗祖親鸞聖人七五〇回御遠忌お待ち受け「越後御流罪八〇〇年法要」を通して、いった何が私たちに明らかになったのだろうか。それとも何も明らかにならないまま法要だけが過ぎ去っていったのだろうか。

越後流罪という厳しい法難を生きられた宗祖親鸞聖人の道を生きる―、とはどういうことであるのか。

それは、「この身」「この世」の姿がどこまでも本願念仏の教えに照らし出され、そこにわれわれのさまざまな課題が明らかにされてくることではないだろうか。われわれ一人ひとりの本願念仏の教えとの出遇いが問われ、われわれがつくり出している教団の在り方が問われ、われわれが生きる世界が問われているのではないだろうか。

今、流罪を生ききられた親鸞聖人を宗祖とする教団であったことに立ち帰るとき、そこに見えてくるさまざまな課題のなかに、「見真額」の問題もまた見えてくるに違いない。

なお、ここに紹介する基礎学習での参考文献は、

1. 井上鋭夫「親鸞大師号と収賄事件」
（『本願寺』講談社学術文庫）
2. 鶴見　晃「見真大師号と勅額」
（『教化研究』第一三三号・教学研究所）
3. 鶴見　晃「見真大師号と勅額（続）」
（『教化研究』第一三四号・教学研究所）
4. 辻善之助「本願寺論」
（『日本仏教史研究』第五巻・岩波書店）

であるが、その基になるのは辻善之助『本願寺論』である。赤松俊秀（大谷大学教授）氏は、辻善之助氏について次のように記されている。

（辻善之助博士の親鸞聖人の筆跡研究）『親鸞伝絵』『尊卑分脈』も史料として頼むに足らなくなったとすると、親鸞の実在を証明するには、信頼するに足る自筆の存在を確認する以外にはない。その点について画期的な業績をあげたのは、大正九年（一九二〇）に著書『親鸞聖人筆跡之研究』を著わした故辻善之助博士である。博士は東西両本願寺（京都市下京区）・専修寺（三重県津市一身田町）などの宝物のうちで親鸞自筆といわれているものを残らず調査し、それを基にして親鸞独特の筆致を明らかにし自筆として信用できるものを選び出した。そのなかには、今日の進んだ研究からすると、親鸞の自筆とは認められないものも含まれているが、それは一小部分である。東本願寺所蔵の『教行信証』（坂東本）も親鸞自筆であることが認められ、かつて長沼博士が疑った親鸞の自叙伝の部分も他の部分同様に親鸞の自筆であることが明らかになった。（七箇条起請の綽空の署名は自筆）辻博士の研究でいま一つ重要なことは、天台宗の寺院二尊院（京都市右京区）に現存する『源空七箇条起請』に見えている「僧綽空」の署名を親鸞の自筆と認められたことである。この起請は、親鸞が源空の門下であったことを証明する唯一の宗外史料であるが、「僧綽空」の署名は、その下に消された署名のあとがあり、書き直されたものであるから信頼できない、といわれていたものである。それが辻博士によって、そのような書き直しがなく親鸞の自筆であることが確実になったことは、問題の多い源空と親鸞の関係を明らかにする手がかりを見いだしたことになる。

（『親鸞』吉川弘文館一二頁～一四頁）

辻善之助『本願寺論』の文章は昔の文体で読み易いとはいえないがルビを追加してあるので是非読んでいただきたい。

また、宗議会への請願書は

（1）御影堂から見真額を下げることを求める請願
（2）真宗大谷派の歴史を検証できる天牌・見真額等の資料の常設展示することを求める請願

の二つであり、教区会での議員提案書は次のものである。

「諡号額を下げ教団の歴史を検証できる史料として常設展示する」ことをすみやかに検討することを求める決議

三　井上鋭夫『本願寺』

「見真額が今も御影堂に掛けられているのは問題ではないか」ということであるが、なぜ問題なのかはもう少しあとで考えてみることにして、「見真大師」という諡号が宣下され、勅額が下賜された歴史的な経緯はどうであったのだろうか。はたして「明治期の焼失した両堂再建のために苦渋の選択であった」ということであるのだろうか。

靖国問題研究班で学習した文献を紹介しながら考えてみたいが、はじめに井上鋭夫「親鸞大師号と収賄事件」である。これは『本願寺』（講談社学術文庫）のなかの「第五章幕藩体制と真宗教団　2東西本願寺の分立」に書かれているものである。この本の解説には草野顕之（大谷大学教授）氏が、「『本願寺』は井上氏の代表的研究分野とも言える本願寺・一向一揆研究の端緒となる著作である」（二七〇頁）と紹介されている。

なおこれ以下に紹介する文献本文には読み易くするためルビの追加をしている。

親鸞大師号と収賄事件

本願寺は証如のとき九条家の猶子となったが、これ以後経済的に恵まれた本願寺は身分的栄進を渇仰してくる。中世では「在家下劣」の門末を抱え、「一向宗」と賤視された劣等感から、他宗にまさる名誉を求める気持ちはさらに強かったと思われる。南都北嶺の仏法者が「高位をもてなす名と」することを「末法悪世のかなしみ」としたのは親鸞であったが(愚禿悲歎述懐)、「高位」という名聞を得ようとして東西相競う本願寺の愚かさは、この親鸞五百回忌にあたって露呈されたのであった。

宝暦十一年は五百回忌に当たるので、宝暦四年(一七五四)、東・西本願寺は親鸞に大師号を贈られんことを武家伝奏に内談した。しかし東・西本願寺に各別に大師号勅書を一通ずつ下すことはできず、摂政より所司代にこの難点を指摘した。そこで所司代は幕府と連絡の上、表向き本願寺から願い出させるか、願い出ないようにすべきかを朝廷に尋ね、摂政より桃園天皇に伝えたところ、大典侍局が故院(桜町天皇)の思し召しに、すべて大師号は容易に勅許してはならないということを承っているといったので、本願寺より表向き願い出ないよう所司代に指示が与えられた。そこで所司代は両本願寺に親鸞大師号が願いのようにならないときは、きずがつくということで願い出を止めさせ、両寺とも了承した(兼胤卿記)。

この件につき、まもなく公家の間に詐欺収賄が行なわれたことが発覚した。東本願寺がはじめ大師号宣下の運動を起こすと、西本願寺の勝手向(会計)をつとめていた加納権大夫が、京都の書家葛烏石とはかって大師号の運動を起こし、土御門泰邦・園基衡・高辻家長・中山栄親らが収賄したものである。所司代の密告により摂政は九条尚実を通じて西本願寺に事情を訊したところ、最初は躊躇したが、ついに一切を告白した。これによると土御門がまず西本願寺に、東本願寺に大師号勅書の下付が近きにあることを告げ、西門跡はあわてて、土御門・中山・園・高辻に依頼し、土御門の注意により中山へ絹縮五反、園・高辻へ千疋酒一樽ずつを贈った。やがて中山は困窮を訴え、二十片(二十両)の合力を頼んできたので、本願寺より贈ったところ中山から土御門宛自筆書状を送り、これは本願寺の手に保存してあるというのである。

中山栄親は金子は借用でもらったのではなく、本願寺坊官下間宮内卿に大師号宣下と無関係であるという栄親宛書状を書かせたが、門主の直話と書状が動かぬ証拠となり、有罪は確定的であった。しかし表向きにすれば事態紛糾のおそれもあり、関係者は蟄居・屏居させられて事件は落着した。一方烏石は一向宗の富豪を説いて運動資金約八百両を詐取したといわれる。これについて辻博士は『続談海』から次のような落首を披露しておられる。

ひるの塩(蛭)かゝるむけん(無間)の苦しみは
　金がほしさの佐夜の中山(中山栄親)
今迄は何のそのともおもひしに
　此行末は心もとない(園基衡)
つみとが(罪科)の名も高辻に身の果は
　筑紫へゆかにやならぬ家筋(高辻家長)
内々の首尾は大形よ勘平
　どつこいやらぬ安部の泰邦(土御門泰邦)
肉食で大師なひとてね(大事無い)がへども
　一向ならぬ事もしんらん(本願寺)

こののち宝暦八年両本願寺合同で大師号願をなすこととしたが、所司代は「御所表」のさしつかえを理由に却下した。ついで文化五年(一八〇八)、来たる文化八年の五百五十回忌のため大師号運動を起こしたが、叡山では親鸞に大師号を勅免すれば他の大師の威光が薄くなると反対意見を奏し、ために本願寺・専修寺などの願書は却下された。多年の歳月と莫大な運動費によって親鸞に「見真大師」と諡号が宣下されたのは明治九年のことであった。

(『本願寺』二四五～二四七頁)

井上鋭夫氏は一九二三年、石川県生まれ。東京大学文学部国史学科卒業。新潟大学教授、金沢大学教授を歴任。専攻は日本中世史。一九七四年没。著書に『一向一揆の研究』『謙信と信玄』『上杉謙信』『新潟県の歴史』『山の民・川の民』などがある(本書著者紹介)。また本書は、一九六二年至文堂より刊行された『本願寺』の増補版(一九六六年刊)を底本とされている。

さて、この文章の二段目に、「宝暦十一年は五百回忌に当たるので、宝暦四年(一七五四)、東・西本願寺は親鸞に大師号を贈られんことを武家伝奏に内談した」とある。

そうすると、「内局巡回」で参務が言われた「明治期の焼失した両堂再建のために苦渋の選択であった」という発言は問題になるであろう。問題になるのは「苦渋の選択」という表現である。この表現を敢えて使用しているのかも知れないが、「明治期の焼失した両堂再建のために苦渋の選択であった」のではなく、一八七六(明治九)年に「見真」の大師号が下賜された時を遡ること一二二年前から大師号を「渇仰」していたのである。

大師号を渇仰している姿は、このあとの資料にも紹介されているが、両堂再建当時の厳如上人は「諡号ヲ得ン事ニ

奔走シ」（『厳如上人逸事記』）た、ということであり、その結果、「特別ノ叡慮ヲ以テ大堂再建ノ為ニ勅額ヲ下シ賜フ旨御沙汰ヲ蒙ラセラレ候ニツキ無比洪大ノ天恩ノ程深ク御感佩ナサレ弥以両堂再建ノ時節到来ト重々御満悦ノ事ニ候」（『配紙』）と、「重々御満悦」するまで渇仰は続いていたことになる。

なぜ「苦渋の選択」という表現が問題なのかというと、「苦渋の選択」と表現されるその「苦渋」とはどのような「苦渋」なのかということである。つまり「（両堂再建のためにも）諡号を渇仰しているのに手に入らないという苦渋」であるのか、それとも「諡号を渇仰などしていないが、（両堂再建のためにも）そうせざるをえないという苦渋」なのか、ということである。

この場合に後者の「諡号を渇仰などしていないが、（両堂再建のためにも）そうせざるをえないという苦渋」をしたということは当てはまらない。なぜなら、その一二二年も前から諡号を渇仰しているからである。

そうすると、その「苦渋」とは前者の「（両堂再建のためにも）諡号を渇仰しているのに手に入らないという苦渋」ということになる。ここに歴史的な経緯を入れてみるとより解り易いであろう。「（一二二年も前から諡号を渇仰してきたが叶わず、両堂が消失した今その両堂再建のためにも）諡号を渇仰しているのに手に入らないという苦渋」ということになる。このことが問題になるのである。

つまり、両堂再建云々ということ以前に「諡号を渇仰している」ことが問題になるのである。このことが問題にならないのであれば、建物が残るだけで教団の存在意義は消えてしまうのではないだろうか。

明治期の両堂再建のための「朝恩」「天恩」という名目を与えられたというような教団の世俗権威への「すり寄り」論や、明治政府の仏教教団に対する「とり込み工作」論という問題の以前に、教団は諡号を「渇仰」し続けていたということである。

それが「本願寺は証如のとき九条家の猶子となったが、これ以後経済的に恵まれた本願寺は身分的栄進を渇仰してくる」ということである。

それを「苦渋の選択」と表現されると、後者の「諡号を渇仰などしていないが、（両堂再建のためにも）そうせざるをえないという苦渋」と錯覚して考えてしまうことになる。実際そのように思い込んでいる人は少なくない。

しかし簡単に言うと、「諡号は（昔から）ほしい。両堂再建は（今すぐ）したい」ということになる。

歴史的な経緯は、一回目が「東・西本願寺に各別に大師号勅書を一通ずつ下すことはできず、摂政より所司代にこの難点を指摘し」、「所司代は両本願寺に親鸞大師号が願いのようにならないときは、きずがつくということで願い出を止めさせ、両寺とも了承した」（兼胤卿記）ということ。

その後の二回目が「こののち宝暦八年両本願寺合同で大師号願をなすこととしたが、所司代は「御所表」のさしつかえを理由に却下した」。

さらに三回目が「ついで文化五年（一八〇八）、来たる文化八年の五百五十回忌のため大師号運動を起こしたが、叡山では親鸞に大師号を勅免すれば他の大師の威光が薄くなると反対意見を奏し、ために本願寺・専修寺などの願書は却下された」ということである。

その結果、「多年の歳月と莫大な運動費によって親鸞に「見真大師」と諡号が宣下されたのは明治九年のことであった」という。つまり一二二年かけて大師号を渇仰し続けてきたのである。

井上鋭夫『本願寺』からは「見真大師号」の歴史的な経緯をよく教えられるのであるが、問題はそれで終わらないであろう。大事なことは、井上鋭夫氏が「「高位」という名聞を得ようとして東西相競う本願寺の愚かさは、この親鸞五百回忌にあたって露呈されたのであった」と厳しく批判されていることである。この厳しい批判に対するわれわれの「慚愧」はあったのだろうか。

御影堂に「見真額」が掛けられてある限り、教団における「慚愧」は今もってなされてはいないということの証を内外に示し続けることになるであろう。

「見真額」の問題は、「明治期の焼失した両堂再建のために苦渋の選択であった」というような表現では決して解決されることのない、宗祖親鸞聖人の教えから厳しく問われている本質的な課題である。

四　鶴見晃「見真大師号と勅額」

次に鶴見晃「見真大師号と勅額」である。これは教学研究所で編集され宗務所から発行されている『教化研究』の第一三三号に掲載されたものである。そのなかの「質問箱」に書かれているもので、見真大師号と勅額に関する歴史的な経緯が整理されている。

なお鶴見晃氏は教学研究所の所員である。

今回の質問箱は、見真大師号と勅額に関して、資料を紹介しつつ、その歴史的経緯に触れることにします。

周知のように、「見真大師」とは一八七六年（明治九）一一月二八日、宗祖に贈られた諡号（1）であり、「見真」は『大経』下巻「慧眼真を見て能く彼岸に度す」（聖典五四頁）に拠るといわれている。

この諡号追贈について、『厳如上人御一代記』（大谷大学

真宗総合研究所(2)には、次のように記録されている。

十一月廿日　法主殿　御召ニ付御東上。長円立随行。
十一月廿八日　祖師聖人　大師号御宣下。
法主殿、西派大教正殿ト同事御召ニ付太政官ヘ出頭ノ処、祖師聖人ヘ別紙ノ通リ大師号御宣下有之。誠ニ未曽有ノ慶事ナリ。
東本願寺住職　大谷　光勝
本願寺住職　大谷　光尊
専修寺住職　常磐井尭熙
興正寺住職　花園　摂信
仏光寺住職　渋谷　家教
錦織寺住職　木辺　賢慈
今般特旨ヲ以テ其ノ教祖親鸞ヘ大師号宣下被仰出候事。
明治九年十一月廿八日
太政官
宣旨写

故親鸞
諡見真大師
太政大臣従一位三条実美奉
御
璽
明治九年十一月廿八日

（傍線筆者・『御一代記』Ⅱ・二九四～二九五頁）

そして『配紙』には翌日付で、

昨二十八日正午十二時
祖師聖人江大師号
宣下相成候旨東京ヨリ電報有之候條不取敢此段相達候事
寺務所長代理
明治九年十一月廿九日　大講義篠塚不着
（『配紙』・「宗報」等機関誌復刻版1・二八二頁）

と発表されている。

そもそも宗門にとって大師号は、一八〇四年(文化元)に宣下を請うて以来の念願であった。『厳如上人逸事録』(3)（『真宗史料集成』第七巻所収）によれば、一八六一年(万延二、改元して文久元)にも宗祖六〇〇回忌に際し、厳如上人が朝廷・幕府に対し「諡号ヲ得ン事二奔走シ」ている(四八四頁)。

しかし、諡号追贈当時の真宗教団は、一八七五年(明治八)に大教院から離脱しており、神道国教化を進める新政府と必ずしもよい関係ではなかった。そのような時局にあって、念願であった諡号追贈の決定であっただけに、厳如上人、そして真宗教団にとって「未曽有の慶事」であったのであろう。東本願寺では、宣旨奉迎式及び法要を翌月ただちに行い、翌一八七七年(明治一〇)四月には勅使を迎えての諡号会を七日間にわたって執行するなど、天皇・政府のこの決定を盛大に祝賀した。そして、一八七八年(明治一一)には、一般寺院への諡号染筆が許可されたが、当時の執事・篠原順明名で末寺に宛てられた諡号染筆許可の達書には、

天恩ノ隆渥ナルト　祖徳ノ高遠ナルトヲ併セテ不朽ニ伝ヘ末徒ヲシテ益崇信ノ念ヲ厚クシ報謝ノ誠ヲ尽サシメンカ為古来末寺ヘ許可ノ類例モ無之一派ノ重典ニ候得共今般以特別(後略)
（『配紙』・復刻版1・五八二頁）

と諡号染筆が奨励されており、その際には「天恩」が祖徳と共に強調されていった(礼金は、三ツ狭間大形が一〇〇円、同二番形が七五円、同三番形が五〇円であった)。

そして諡号宣下から三年、一八七九年(明治一二)五月の内示の後、九月二九日、「見真」の勅額(5)が下賜された。

今般両堂再建ニ付特別之　思召ヲ以テ
御宸翰　勅額別紙写之通下賜法主殿ニ於テモ深ク感戴之事ニ候就テハ来ル十一月三十日右　勅額奉告式執行相成候　条門末参集拝礼可致此段相達候事
但法要式ハ追テ可相達候事
議事
明治十二年十月五日　少教正長　円立
別紙写
東本願寺
勅額　見真
右思召ヲ以下賜候事
明治十二年九月廿九日　宮内省
（『配紙』・復刻版2・一二七頁）

勅額は、一〇月三日篠原順明が東京より奉じて持ち帰り、一一月三〇日下賜を記念する奉告法要が執行された。

この勅額下賜を境に、東本願寺では、滞っていた両堂再建が進みだした。勅額の内示を受けた厳如上人は、一八七九年(明治一二)五月一二日、

本廟再建ノ儀ハ去ル慶応年間　先帝ヨリ　綸旨(6)ヲ賜リ既ニ其催シニ及ヒシトコロ時勢ノ穏カナラサルニ際シ不本意ナカラ延引イタセシコト(中略)去ル九日特別ノ　叡慮ヲ以テ　勅額ヲ下シ賜ハル御沙汰ヲ蒙リ実ニ

朝恩ノ辱ケナキヲ畏リ存スレハカタ〳〵以テ今日更ニ両堂再建ノ儀ヲ発スルアヒタ門葉ノトモカラ其意ヲ体シイヨ〳〵外ニハ王法ヲ守リ内ニハ他力ノ信心ヲ決定シテ　仏恩報謝ノ懇念ヨリ取持ノ程深ク相頼事。

（『配紙』・復刻版2・六二頁）

と再建を表明した。厳如上人は先帝からの綸旨、そして内示があった勅額を挙げて「朝恩」を述べ、再建への協力を要請し、寺務所からも、同様に勅額を挙げて、

豈科ンヤ宛モコノ法要ノ時ニアタリ特別ノ叡慮ヲ以テ大堂再建ノ為ニ　勅額ヲ下シ賜フ旨御沙汰ヲ蒙ラセラレ候ニツキ無比洪大ノ　天恩ノ程深ク御感佩ナサレ弥以両堂再建ノ時節到来ト重々御満悦ノ事ニ候

（『配紙』・復刻版2・六二頁）

と「再建ノ時節到来」がうたわれた。このように勅額は、両堂の再建事業に「朝恩」「天恩」という大きな名目を与えたのであった。

この発示を受け、五月一七日には両堂再建事務局が設置され、五月二七日には再建についての心得が達せられた。そして勅額下賜の直後に移転・落成した総会所では、早速、毎月二七日に学師による再建旨趣演説がなされた。当然各地でも同様に演説されたことであろう。こうして宗門は再建に向け急速に動き出したのであった。

以上のように、大師号と勅額の下賜は、維新後の廃仏毀釈や大教院問題という難局の中にあった教団が、両堂再建という一大事業を進めていくにあたって、重要な契機となったと同時に、その後、宗門が朝命遵奉を強化していった歴史を考える上でも重要な出来事であったといえる。

1804(文化元)	4・	東本願寺、親鸞の大師号宣下を請う(粟津日記)
	5・7	親鸞の大師号は老中で取扱えない旨、勧修寺家から東本願寺に通達(粟津日記)
1808(文化5)	6・	(西本願寺・専修寺・仏光寺、親鸞の大師号宣下を請う)
1809(文化6)	12・26	京都所司代より、親鸞の大師号内願は困難の旨の幕府の意を東本願寺に通達する(粟津日記)
1811(文化8)	6・	東本願寺、親鸞の大師号宣下について、再び近衛家・所司代酒井氏らに斡旋を依頼する(粟津日記)
1876(明治9)	11・28	宗祖に「見真」の大師号贈られる(配紙)
	12・21	諡号の宣旨報告式ならびに法要勤める(配紙)
1878(明治11)	9・5	末寺安置の宗祖御影へ諡号染筆が許可される(配紙)
	9・14	諡号御影の礼金を定める(配紙)
1879(明治12)	9・29	両堂再建発願に伴い、「見真」の勅額が下賜される(配紙)
		(同日、西本願寺に勅額下賜される)
	10・8	勅額拝受につき、広間にて慶悦御礼がある(配紙)
	11・30	勅額奉告式(配紙)
1880(明治13)	4・12	(仏光寺に勅額下賜される)
	4・18	(高田専修寺、勅額奉掲式を行う)
1881(明治14)	2・	(興正寺本常、勅額披露の消息を下す)
	4・4	慧燈大師号宣下につき、寝殿にて親諭ある(配紙)
1882(明治15)	3・22	蓮如へ大師号「慧燈」が宣下されるとともに、山科の蓮如墳墓の地が東西本願寺へ下賜される(配紙)
	5・10	慧燈大師諡号宣旨の両山交替保管を決める(厳記)
1884(明治17)	4・18	慧燈大師諡号供養会(～22日)(配紙)
1981(昭和56)	6・11	新「真宗大谷派宗憲」を公布・施行(真宗)見真大師号及び大師堂の名称を使用せず
1984(昭和59)	4・1	東西本願寺、「宣旨の奉送迎」をこの年から中止
2001(平成13)	7・1	授与物の宗祖聖人御影名称を改正「見真大師」「慧燈大師」「圓光大師」の名称使用を取りやめる(真宗)

注

(1) 死後、生前の功績をたたえてつける称号。

(2) 全一一冊、大谷大学図書館蔵。厳如上人時代の一八四六年(弘化三)正月から一八八二年(明治一五)一二月に至るまでの宗門の動向を、諸史料によって記した記録と附録からなる。松本専成の翻刻により『教化研究』二五～八八号まで断読的に掲載された『厳如上人御事績記』(教学研究所蔵)はその異本。

(3) 天皇が詔勅を下すこと。

(4) 天皇の詔をかいた文書。ちなみに、一八八一年(明治一四)には蓮如上人に「慧燈大師」の諡号が追贈され、同時に山科の蓮如墳墓の地が下賜された。宣旨は、東西本願寺で交互に保管するよう命じられ、保管交替にあたっては、勅使門から宣旨を送迎する「宣旨の奉送迎の儀」が行われた。式は一九八三年(昭和五八)まで行われ、現在、宣旨は西本願寺に保管されている。

(5) 天皇が書いた額。

(6) 天皇の言葉、詔。

（『教化研究』第一三三号一六九～一七四頁）

この文章のなかには「念願」と表現されているところが二箇所ある。「そもそも宗門にとって大師号は、一八〇四年(文化元)に宣下を請うて以来の念願であった」－これは「一七五四年(宝暦四)に宣下を請うて以来」である－また、「しかし、諡号追贈当時の真宗教団は、一八七五年(明治八)に大教院から離脱しており、神道国教化を進め

る新政府と必ずしもよい関係ではなかった。そのような時局にあって、念願であった諡号追贈の決定であった」と書かれている。

しかし、これは「念願」という表現よりは、先の井上鋭夫『本願寺』から学んで解るように「渇仰（かつごう）」という表現の方が相応しいであろう。

また、「誠二未曾有ノ慶事ナリ」（『厳如上人（ごんにょ）御一代記』）と傍線を引いてその説明が書かれているが、渇仰していたものが手に入りその思いが満たされれば慶ぶであろうが、問題はその事柄が現在においてどのような課題となっているのかである。そのことについての言及はない。

同じように、「厳如上人は先帝からの綸旨（りんし）、そして内示があった勅額を挙げて「朝恩」を述べ、再建への協力を要請し」、「このように勅額は、両堂の再建事業に「朝恩」「天恩」という大きな名目を与えたのであった」、それが「その後、宗門が朝命遵奉（ちょうめいじゅんぽう）を強化していった歴史を考える上でも重要な出来事であったといえる」と書かれているが、それでは「見真額」が、その後の宗門が朝命遵奉を強化していった歴史を考える上でどのような意味をもつことになったのであろうか。そのことについての言及もここには見られない。

ところで、ここに紹介されている年表からも「見真額」がなぜ問題であるのかを考えてみたい。年表の一九八一（昭和五六）年六月一一日には、

新「真宗大谷派宗憲」を公布・施行（真宗）見真大師号及び大師堂の名称を使用せず。

と示されている。すなわち、新宗憲では「見真大師号」及び「大師堂」の名称は使用しないことを決断したことになる。ここに「見真額」が問題になることの大きな理由の一つがある。

さらに教団は、二〇〇一（平成一三）年七月一日には、

授与物の宗祖聖人御影名称を改正「見真大師」「慧燈大師」「圓光大師」の名称使用を取りやめる（真宗）。

という決断をしている。

ここに紹介された年表には示されていないが、それではいつから「大師堂」の名称を使用していたのかというと、『本山報告』第四六号に、

○告達第三号
御影堂ヲ自今大師堂ト稱ス
明治廿二年四月十六日
稟命　執事　渥美契縁
（「宗報」等機関誌復刻版3　五五一頁）

とあり、一八八九（明治二二）年にそれまでの「御影堂」という名称が「大師堂」という名称に変えられたことになる。

しかし、それが一九八一（昭和年五六）年の新宗憲によって、「大師堂」という名称が「御影堂」という名称に戻され、それは約九二年間のことになるが、今は「大師堂」ではなく「御影堂」である。その「御影堂」に今も「見真額」が掛けられているので、「見真額が今も御影堂に掛けられているのは問題ではないのか。このたびの御遠忌法要をお迎えする前に下ろしたらどうか」という意見が出されることになる。それはこの新宗憲にもその根拠を持つことになる。

宗祖親鸞聖人七〇〇回御遠忌法要の翌年から開始された真宗同朋会運動のなかで教団のさまざまな問題が課題となって明らかにされてきたのではないだろうか。そのなかで諡号の「見真大師」問題も課題となり、「見真大師号」「大師堂」「大師堂門」の名称の使用を止め、さらに授与物でもその名称の使用も取り止め、その方向性をもつことができたといえよう。しかしながら、勅額の「見真額」は今も御影堂に掛けられた状態である。

この勅額の「見真額」の問題を克服することは、今回の宗祖親鸞聖人七五〇回御遠忌法要に願われた、真宗門徒にとっての大事な使命の一つではないだろうか。

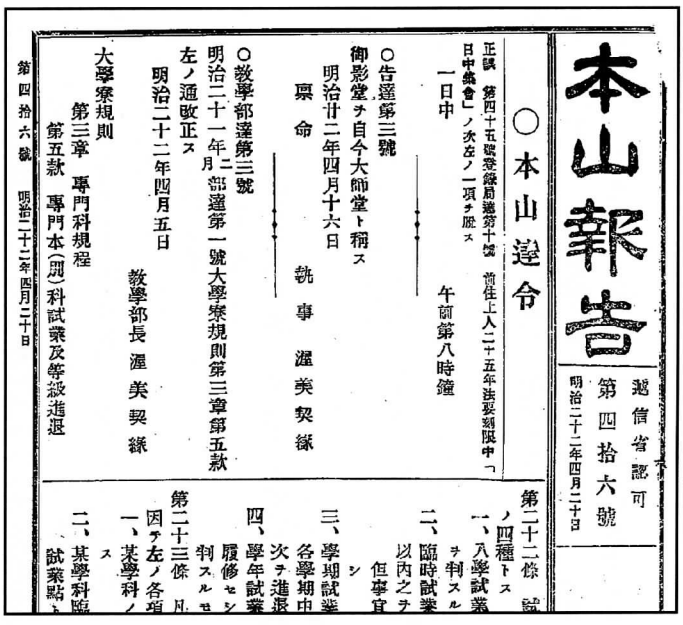
本山報告
越信省認可
第四拾六號
明治二十二年四月二十日

○本山達令
正誤　第四十五號登錄局達第十號　前住上人二十五年法要刻限中「日中集會」ノ次左ノ一項ヲ脱ス
一日中　午前第八時鐘
○告達第三號
御影堂ヲ自今大師堂ト稱ス
明治廿二年四月十六日
稟命　執事　渥美契縁
○教學部達第三號
明治二十一年二月部達第一號大學寮規則第三章第五款左ノ通改正ス
明治二十二年四月五日
教學部長　渥美契縁
大學寮規則
第三章　專門科規程
第五款　專門本（別）科試業及等級進退
第二十二條　試ノ四種トス
一、入學試業ヲ判スル
二、臨時試業以内之ヲ但事宜シ
三、學期試業各學期中次ヲ進退
四、學年試業履修セシ判スルモ
第二十三條　凡因テ左ノ各項
一、某學科ノス
二、某學科臨試業點ト
第四拾六號　明治二十二年四月二十日

（「宗報」等機関誌復刻版3・551頁）

五　鶴見晃「見真大師号と勅額（続）」

つづいて鶴見晃（あきら）「見真大師号と勅額（続）」である。これは『教化研究』第一三四号「質問箱」に掲載されたものである。

前回、見真大師号と勅額について、簡単にその経過に触れたわけであるが、今回は、江戸期における祖師大師号願いについて記しておくことにしたい。

前回この欄で掲載した年表では、江戸期における大師号願いは、一八〇四(文化元)年四月、東本願寺が宣下を請うたのが最初となっていた。これは一八一一年に勤まった親鸞五五〇回忌を意識してのことであったが、実は、これを遡ること約五十年、親鸞五〇〇回忌の際にも、東西本願寺から願いが出されていた。今回は、この経過に触れることにしたい。

この経過については、当時武家伝奏の要職にあった准大臣広橋兼胤(一七一五～一七八一)という人物の日記に詳しく記されている。

日記によれば、一七五四(宝暦四)年五月二七日、兼胤そしてもう一人の武家伝奏と、京都所司代酒井讃岐守忠用とで、東西本願寺から大師号の願いがあったことについて内談している。所司代の話では、(日時は記されていず不明だが)西本願寺から親鸞五〇〇回忌につき大師号を願いたいと話があった、西本願寺は、東本願寺も同じように願い出ているとの風聞があり、東にだけ勅許があれば「一寺の瑕瑾、西門徒共、甚だ騒動し違乱に及ぶべく候、双方共へ、勅許これ有り候えば格別の儀」であるということで願い出た、ということである。前後して同様に東本願寺からも内談があり、それによれば、東本願寺は、まず江戸の寺社奉行へ内談したが、京都の朝廷に関係することであるから京都所司代に願い出るよう指図された、という。これに対し所司代は、双方へ、勅許は容易ならざることであるから、追って返答するとひとまず答え、武家伝奏に相談したのである。実は、兼胤等にも、西本願寺から内談の書付が差し出されており、未だ返答をしていなかった。所司代にそう答えて、なお考えて、追ってまた話そうということになった、ということである。親鸞五〇〇回忌は、一七六一(宝暦一一)年に勤まったが、この日記によれば、その七年前から運動を始めたのである。

この東西本願寺の大師号勅許の願い出に対し、兼胤らは、同日摂政一条道香と相談しようとしたが、摂政所労のため書付を見てもらうことに止め、翌月一四日摂政参内の折にこのことを申し入れている。その後、摂政がこのことを思惟している間、七月に入って、仏光寺からも大師号勅許の願いが出されたが、その願い先がどこであるかは不明であると記されている。

そして、七月二〇日になって、兼胤は摂政に呼ばれ、次のように命じられたという。すなわち、先日内々に話があった東西本願寺の大師号願いのことは、関東の幕府へも伺い、朝廷に表向きに願い出なければ、許否は定めがたい。また勅書を数通、願い出た寺々にそれぞれ下すことはできない。一通に限る。このことを踏まえ、取り計らうよう、所司代に申し達しせよ、と。

これに対して、八月一日には、所司代が、表向きに朝廷に願い出るよう、東西本願寺に取り計らうか、もしくは、勅書の問題があることから、表向きに願い出ないよう取り計らうか、摂政殿の御意向はいかがであるか、と兼胤に尋ねてきた。八月三日、摂政にそのことを伝えたところ、摂政からは、次のように返答があった。それによれば、大師号願いのことを桃園天皇に申し上げたところ、大典侍局・姉小路定子が聞いているところでは、故院・桜町天皇には「大師号は容易に勅許ならざることである」という思し召しがあったということである。摂政自身はこのような思し召しについては知らなかったが、こういう故院の言葉があるならば、願い出ても勅許されないだろうから、東西本願寺には朝廷へ表向きに願い出ないよう取り計らうように、と所司代に申し達しせよ、とのことであった。そして、翌四日に、所司代にそれを伝えたという。

その後、所司代、伝奏、幕府老中、摂政との間でやりとりがあり、九月、大師号を願い出ても勅許は難しいとの判断で話がまとまる。もし表向きに願い出て結局、不勅許になれば「寺格も劣」る様にも見られ、それこそ「一寺の瑕瑾」ともなるだろう。差し控え然るべしとの幕府の意向もあり、近日中に両本願寺にその旨を伝えるということになった。そして、九月二八日夜、所司代より、東西本願寺がそれに承知したことが兼胤の元に伝えられたのである。一応、この一件はこれで落着したのであるが、ことは別な展開を見せる。

十月になり、所司代から摂政へ、先の大師号の一件で、鳥(ママ)石(宮本注・烏石)と申す者が妄言を以て西本願寺を惑わし詐欺をはたらいた疑いがあって取調べをしたいが、公家の中にも関係したものがある、と伝えられたのである。妄言とは、東本願寺が関東に大師号を願い出て、順調に事が進んでまもなく大師号が勅許されるというもので、西本願寺をあわてさせ、公家へ贈り物を出させたのであった。その後、一一月一九日、公家の中山栄親・園基衡・高辻家永・土御門泰邦らが蟄居を仰せつけられたのである。

その後、一七五八(宝暦八)年にも、東西両本願寺より、大師号勅許の願いが幕府に出されたが、先の事件の影響からか、このときも許されることはなかった。そして、それから約五十年経った一八〇四(文化元)年、東本願寺は、親鸞五〇回忌を控えて大師号勅許を請い、一八〇八(文化五)年には、西本願寺・専修寺・仏光寺が勅許を請うたが、天台宗より他の大師の威光が薄れるとして反対があり、許されなかった。一八六一(万延二、改元して文久元)年にも、前回記したように、宗祖六〇〇回忌に際し、厳如上人が大師号のために「奔走」したのであった。

以上のように、宗祖への大師号勅許は、江戸中頃からたびたび幕府、朝廷へ願いが出されており、宗名問題と併せて、真宗教団の悲願というべき事柄であった。しかし、結局、明治になるまで大師号が勅許されることはなかったが、このような教団からのねばり強い運動のせいであろうか、また大教院分離問題など明治当時の状況からであろうか、明治新政府になって大師号が勅許されたのは、宗祖に対してが最初であった(4)。

しかし、なぜこのように執拗に繰り返し願いが出されたのかといえば、そこには無論、宗祖への純粋な崇敬の念はあろう。しかし、天台宗からでた反対の理由、あるいは一向宗という宗名にみるように、中世からの経済的な繁栄にも関わらず、そうした見方がなされることに対する、当時の教団の人々の思いがそこにあったことは確かであろう。その意味で、天皇による大師号勅許は教団の栄達というような意味があったのであろうと思われる。それは、天皇という伝統的権威、幕府という世俗的権威を、自らの、そして教団の支えとしていたということを表していよう。前回触れたような明治以後の真俗二諦論や、政治体制・天皇制と教団との関わりを考えるとき、このような江戸・封建制時代の教団と、明治近代国家時代の教団と、どのようにつながり、どのように異なっているのか。江戸・明治といったそれぞれ特異な時期の問題としてではなく、江戸・明治、あるいは昭和期の連続・非連続も含め、教団というものを考えていく必要があると思われる。

注

(1)武家の奏請を天皇・上皇に取り次ぐ公家の要職。勅使として下向するなど、摂関・大臣に次ぐ重職とされ、納言・参議の中から選んで補した。定員二人で両伝奏ともいう。

(2)兼胤が武家伝奏のときの日記は『公武御用日記四・五』として『大日本近世史料』(東京大学史料編纂所、一九九七・一九九九年)に収録されている。この大師号一件については、詳しくは、辻善之助『本願寺論』(『日本仏教史研究』第五巻所収、岩波書店、一九八四年)参照。

(3)織田・豊臣政権、江戸幕府が京都に設けた出先機関の長官。老中に次ぐ重職で、江戸幕府の西国支配の中心的役割をはたす重要な職制であった。

(4)八六八(貞観八)年、最澄と円仁(ともに天台宗)に大師号が贈られてから明治になるまでに、円珍・天海(以上天台宗)、空海・実慧・真雅・益信・聖宝・覚鑁(以上真言宗)、源空(浄土宗)、良忍(融通念仏宗)ら計一二人に贈られていたが、明治九年、親鸞に贈られて以後、道元(曹洞宗、明治一二)、蓮如(真宗、明治一五)、真盛(天台宗、明治一六)、俊芿(律宗、明治一六)、関山慧玄(臨済宗、明治四二)、瑩山紹瑾(曹洞宗、明治四二)、隠元隆琦(黄檗宗、大正六)、日蓮(日蓮宗、大正一一)、授翁宗弼(臨済宗、昭和三)、無文元選(臨済宗、昭和一三)、一遍(時宗、昭和一五)ら一一人に大師号が贈られた。

(『教化研究』第一三四号一六一～一六五頁)

ここには先に紹介した井上鋭夫『本願寺』とほぼ同じ記事となっている。それはどちらも次に紹介する辻善之助『本願寺論』を基にしているからであろう。

しかし違いもあるといえる。それは井上鋭夫『本願寺』には厳密な実証とともに厳しい批判的視点があるということである。

この文章の終わりには、「前回触れたような明治以後の真俗二諦論や、政治体制・天皇制と教団との関わりを考えるとき、このような江戸・封建制時代の教団と、明治近代国家時代の教団と、どのようにつながり、どのように異なっているのか。江戸・明治といったそれぞれ特異な時期の問題としてではなく、江戸・明治、あるいは昭和期の連続・非連続も含め、教団というものを考えていく必要があると思われる」と記されているのであるが、その歴史が今現在を生きる自らにおいてどのような課題としてあるのか。

字数の制限や事情があるのかも知れないが、そこに言及されていないのが残念である。

東本願寺との交流もあった歴史学者の阿部謹也(前一橋大学学長)氏は、歴史を学ぶことについて次のように指摘されている。

念仏を広めるためにこれらの武家たちに頼ってはいけないと厳しく諭しているのである。若いときから晩年に至るまで親鸞は国家や支配者達とは絶縁して布教に努めてきた。その姿勢は少しも変わっていない。

歴史というと人は天皇家の歴史や貴族層の歴史あるいは庶民の歴史などを考えるであろう。中国にはそのような例があるから、日本でもそれらに倣って歴史を書こうとした人々もいた。しかし親鸞にはそのような歴史を書く意思は全くなかった。彼が見ていたのは庶民の生活の苦しさであり、その庶民が救われる可能性である。そこに目をすえて専修念仏の世界を作り上げた親鸞は「なんと喜ばしいことであろう。いまわたしは心を広大な本願の大地にうちたて、思いを不思議な真実の海にまかせている。深く如来の慈悲の広大を知り、師の教えのご恩の厚さを仰いで、喜びはいよいよつのり、ご恩に報いたい思いはますます重くなるのを覚える」(『親鸞全集』第二巻、四九七ページ)と述べている。